

認定保育士研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、保育士の定着促進のため、保育士キャリア認定制度の一環である認定保育士研修事業に係る研修受講経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「代替職員雇上経費」とは、民営保育所に勤務する保育士であって、県が実施する認定保育士研修（Grade3）を受講する者の代替職員（保育士に限る。）の雇上げに要する経費をいう。

(補助の対象となる経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
代替職員雇上経費	1日当たり5,900円。ただし、代替職員雇上経費が5,900円を超えない場合にあっては、代替職員雇上経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、認定保育士研修事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 認定保育士研修事業補助金所要額総括表（第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条の申請書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、補助金の交付を決定した場合において必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(記載事項変更の承認)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業計画について変更しようとするときは、認定保育士研修事業補助金変更交付申請書（第 4 号様式）に認定保育士研修事業補助金所要額総括表（第 2 号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（指示及び検査）

第 8 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（事業実績の報告）

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、認定保育士研修事業が完了したときは、認定保育士研修事業補助金実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 認定保育士研修事業補助金精算額総括表（第 6 号様式）
- (2) 代替職員経費支払証明書（第 7 号様式）
- (3) 補助金請求書（第 8 号様式）
- (4) 代替職員の保育士証の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の精算）

第 10 条 知事は、前条の規定による書類等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を第 6 条第 1 項の規定により概算払をした額を精算して交付する。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第 7 条の規定に違反したとき。
 - (3) 第 8 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 支出額が予算額に比べ減少したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。